

## 岸和田市放送電波受信障害の防止に関する指導要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、中高層建築物の建築にともなって生ずる放送電波受信障害を未然に防止するため、事前に建築主等が行う措置を定め、現在及び将来にわたり周辺住民等が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 中高層建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号。)第2条第1号に規定する建築物で当該建築物等の敷地の用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号。)第8条第1項第一号の規定するものをいう。)に応じて次の表に掲げる高さを有するものをいう。

建築物が位置する地域又は区域	建築物
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない区域	高さが10メートルを超える建築物
商業地域及び近隣商業地域	高さが12.5メートルを超える建築物

備考 建築物の高さの算定は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。)第2条第1項第六号によるものとし、建築物の軒の高さの算定は、同施行令第2条第1項第七号によるものとする。

(2) 建築 建築基準法(以下「建基法」という。)第2条第十三号に規定する建築をいう。

(3) 建築主等 建築主、設計者、工事施工者(下請負人を含む。)及び工事監理者をいう。

(4) 周辺住民等 中高層建築物の建築により受信障害を受けるおそれのあることが予想される建築物の所有者、占有者及び管理者をいう。

(建築主等の責務)

**第3条** 建築主等は、中高層建築物の建築にあたっては、周辺住民等との紛争が生じないように努めなければならない。当該紛争が生じた場合においては、誠意をもってこれを解決しなければならない。

(放送電波受信障害の防止義務)

**第4条** 中高層建築物の建築主等は、建築物の建築に伴って生ずる放送電波受信障害の影響範囲をあらかじめ調査し、周辺住民等の放送電波受信に支障を及ぼさないように必要な措置を講じるものとする。

(建築の届出の義務)

**第5条** 中高層建築物を建築しようとする建築主等は、建基法第6条第1項若しくは第6条の2の確認の申請をし、又は同法第18条第2項の通知をしようとする日の14日前までに次の各号に掲げる図書により、その計画その他必要な事項を市長に届け出ることとする。

- (1) 建築計画書(様式第1号)
- (2) 平面図
- (3) 立面図(2面以上のもの)
- (4) テレビ電波受信障害調査報告書(高さが12.5メートルを超える建築物に係るものにあつては、測定車による実測報告書に限る。)
- (5) 誓約書(様式第2号)
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

## 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

建 築 計 画 書

年 月 日

岸和田市長 様

住所

届出者

氏名

㊟

（法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名）

岸和田市放送電波受信障害の防止に関する指導要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

建 築 主	住所 氏名  (TEL)				
敷 地 の 位 置	岸和田市 町				
	用途地域	その他地区		防火 準防火 法 22 条	
主 要 用 途	工事種別				
申 請 に 係 る 建 築 物	高さ： 地上 m 地下 m				
	階数： 地上 階 地下 階				
	構造： 造（一部 造）				
敷地 面積	m <sup>2</sup>	建築 面積	m <sup>2</sup>	延べ 面積	m <sup>2</sup>
設 計 者	事務所名・所在地・氏名  (TEL)				
工 事 監 理 者	事務所名・所在地・氏名  (TEL)				
工 事 施 工 者	会社名・所在地・氏名  (TEL)				

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

岸和田市長 様

建 築 主 印

工事監理者 印

工事施工者 印

今般岸和田市 町 番地外 筆において、下記の行為を行うについては、後日いかなることで紛争が生じた場合においても、建築主、工事監理者及び工事施工者において全責任をもって紛争を処理することを誓約いたします。

記

1 用途

2 構造

3 敷地面積

4 建築面積

5 その他